



Title	或る僧をめぐる次字 : 今昔物語集の「事実」に関連して
Author(s)	川端, 善明
Citation	語文. 1981, 38, p. 62-73
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/68679">https://hdl.handle.net/11094/68679</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 或る僧をめぐる欠字

—今昔物語集の「事実」に関連して—

川 端 善 明

—

道長の読経僧<sup>注1</sup>が平茸に当つて死んだ。直後、故らに同じ平茸を食つた僧がいる。この僧は死ななかつた。何故こんな無茶を。問われ、先の僧に与えられた左大臣殿の葬料の羨しかつた由を、僧は答える。平茸に酔わぬ体質を承知の上の、その、一流の鳥居のわざであつた。今昔物語集卷二八、平茸にまつわる一連の話のなかの一つである（一七話）。この話が嘗つて池田亀鑑氏にとりあげられたのは、小右記・日本紀略、その寛弘二年四月八日に、同じ話の前半、第一の僧の醉死が、やや異なる伝承にあって記録されているからであつた（「説話文学の特性」国語と国文学一八卷一〇号）。

〔小右記〕	〔日本紀略〕	〔今昔物語集〕
①興福寺の雅敬、道長邸に読経のために来宿する	福田院別当雅静、道長の東洞院土御門に批杷殿に読経のために来宿する	〔寺名〕〔僧名〕道長の批杷殿に読経のために来宿する
②四月七日に茸を食つて死亡	四月八日朝、茸を食つて死亡	秋のこととて、小一条の社の平茸を食して
四月八日朝、茸を食つて死亡	四月八日朝、茸を食つて死亡	秋のこととて、小一条の社の平茸を食して

小右記寛弘二年四月八日は、陣座における道長の直談といふ。実質によつて記録された事実譚であつた。話の出所のこの明白な証言は、小右記に対する紀略や今昔が事実譚の多かれ少なかれ説話的な展開であることを、容易に結論づけさせる。或いは容易に結論づけさせすぎる。説話的な展開の方法は、事実らしさへの作為であつた。——小一条の社はこの邸の坤にあつた著名な屋敷神で、貞觀元年に勧請された宗像三女神である。のち、花山院家の鎮守神となり、いま、京都御所の一隅に樹齢六百年といふ樟とともに残る。邸

③弟子僧一人も中毒死	弟子僧一人も中毒死 (八人が中毒、二人が死)	弟子僧一人も中毒死 (童子一人も中毒死し、弟子僧一人は助かる)
京中の貴賤、堵のことをくに集る	京中の貴賤、堵のことをくに集る	同じ読経の東大寺僧某、同じ小一条の平茸を食す…… (以下、今昔の説話的中心をなす部分、省略)

は枇杷殿の南一町、済時の女・城子が春宮居貞の妃として暮していたであろう。その無念はまだ始つてもいなかった。そして、事実らしさへの作為のもたらすものは、説話の説話的な拡大であった。

小石記の記事をこれらの話の「原始的な形態」であろうとして、この例証のもとに、池田亀鑑氏は説話文学の特性を、事實性に求められるとしている。それが現実に実在したと信じられたとき、或いは殆んど信じてもよい心の傾が用意されるとき、説話の面白さがあり、事実らしさへの作為が、唯一、説話化の方法となる。感激のない口調で語られるその一般論は、まさしく正当であろう。その例証とを離れて、一般論としてそれは正当であろう。或いはその例証と無縁に、その一般論は正当であるのかも知れない。

一方が興福寺の雅敬と伝えるものを、一方は福田院の別当雅静とする。「伝播して行く間に、一方では事實が誤られると共に、他方では尾ひれがついて、話の内容が次第に拡大して行く」、しかしどうして、これが例となるであろうか。凡僧から別当へという見た目の記載の相違は、正當に僧職僧階の、話としての拡大でも何でもなく、興福寺から福田院へという相違は、「福」字を介する事實の誤りとは言えない関係にあるであろう。後者は前者に包摂されて解消される、単に表記の悪戯というものであろう。或る時期、福田院は興福寺に包まれる存在であった。この相違の要点はむしろ、興福寺（僧）と記すおおまかさと福田院別当と記す細かさの対立であった。

若し、陣座の道長がまさしく「興福寺の僧」とのみ口にしたのなら、紀略の所伝は、直接に道長の語から出たものではない。「興福寺の僧」とのみ聞いて、それを細かく福田院の別当と限定し語る資

格は、聞いた者の側には属さないからである。即ち、道長の語ったのが「興福寺の僧」で現にあるのなら、この話は道長の語から一元的に展開したものではない。その不幸な事件が世に拡がるのは、抑々、道長一人からと限られるわけのものでもなかつたであろう。道長の家の誰か——家司であるうと家人であろうとに、それは可能であり、むしろ道長はこの事件を、その語に忠実に言えば「目撃」してはいないのである。家の誰か（家司とでもしておこう）の報告を知識としてであるう、即ち触穢することなくこの四月八日の直物に出席しているのである。小石記は、「二人の僧（雅敬と弟子）が酔つてその一人が死んだと記す。紀略は八人が酔つてうちの一人が死んだとする。前者が事實であるならば、後者は、事実らしさへの一つの作為でもあり、その記述は、事實ではなく説話的な展開そのことに属する。しかし若し、目撃者である家司が道長に告げたとすると、酔つた八人のうち二人が死んだという事實を、一人の死という要點においてのみ道長に伝えた可能性は、一つの場合として考えられるであろう。全く同様に、「福田院の別当」という事實が「興福寺の僧」という要點において伝えられた可能性がある。事實の伝え方に、或いは道長の知識に、この場合、おおまかさが属していくことになる。また、詳しい事實の報告をうけながら、陣座の道長が要点においておおまかに公卿たちに話した可能性も、あるであろう。

陣座の道長が、しかし以上のようないかげな仮想と異り、若し事實、「福田院の別当」と語つたとしよう、とすればそれを「興福寺の僧」と記録したこと、実資筆記の、この場合、或るおおまかさが属していたことになるであろう。八人が酔つて一人が死んだという事實

を、二人の死という要点においてのみ記録したという可能性も、ここには考えられることになる。福田院はこの頃、興福寺に属する、いわば子院の一つではなかつたかと思われるのである。

る。

毛利久氏は興福寺諸伽藍の成立を二期にわけられたが（「興福寺伽藍の成立と造像」仏教藝術四〇号、三四九年九月）、その第三期に、いわば配属されたかの「こと」この三寺院は成立している。即ち、右の諸縁起を信じるならば、聖武天皇・光明皇后の事業として東金堂・五重塔・西金堂の整うのが第二期の完了であるが、その整いのなかに北家の福田院が當まれ（房前の死は、西金堂の建立された三年後に當る）、講堂本尊の不空羂索像・東院の諸堂院（後に述べる西堂・東堂・地藏堂など）が、四家の勢力関係を反映して造立され続けてゆく第三期のその只中、宝龜元年、式家の興福院が、添下郡の、後の尼ヶ辻に造られ（興福院と齊音寺の二つの小字が尼ヶ辻という大字を形造る—明治二十四年の大和國町村誌集）、そして、式家による講堂阿弥陀三尊造立の翌年、延暦十一年、北家の済恩院が添下郡に成る（小字齊音寺）。豪子の乱が中央政界で式家の没落を決定し、南円堂が北家冬嗣の手に成る、なおその二十年ほど前であつた。

諸寺縁起集はこの三寺と興福寺とを、つまり四寺を並立的に記している。尤も、このような記録の書式が、明確な意図性、或いは秩序をもつてゐるようのみ思つるのは、明かに思い過しであり、表記法一般的の曖昧さは十分人を躊躇させるが、先述のことと相応じてそこに見てとられるものは、四寺の或る対等性、或いは対等性の或る記憶といつたものではなかろうか。興福寺が藤氏寺として整えられてゆく—四家それぞれの当事者が先考先妣のために堂院を建て造像してゆく、その暫くの時期に、いわばそれに平行するような、それぞれの家に限られて小規模の、しかし、興福寺からは自立した

大乘院本諸寺縁起集、興福院の項に、  
興福院・興福寺・福田院・齊恩寺、已上四箇伽藍、藤氏□氏  
寺也

あることを福山敏男氏は指摘され（『奈色朝寺院の研究』）、欠字に「四家」の語を想定された。齊（清）恩寺（院）には、清河が唐から料物を送つて作らしめた寺であるとか（諸寺縁起集）、清河の没後、延暦十一年（九九二）に遺族がその家を施入して寺にしたとか（類聚国史・仏道七）、北家に関連した縁起が語られ、興福院は、百川の建立（南部七大寺巡礼記・七大寺日記）とも、弘嗣（広嗣）の妻＝輪立氏の本願（諸寺縁起集・菅家本諸寺建立次第）による宝龜元年（七七〇）の建立とも伝える（なお、巡礼記は「或記云」として、本尊を輪立氏とする）。また、諸寺縁起集は良繼がこの寺の四天王の利生を蒙つた人であると説き、尊卑分脈は良繼を「弘福院内大臣」と号けて、その家を寺に造つた由を付注する（ただし、高僧伝要文抄は良繼の造つた寺を「興法寺」としている）。所伝は輻輳するが式家の範囲を出ることはない。そして興福寺流記に、福田院に關して、

福田院縁起云、贈太政大臣建立、北家始也  
という。藤氏の贈太政大臣は珍しくないけれど、北家、房前にまつわる所伝ということになる。天平九年（七三七）に房前は死んでい

毛利久氏は興福寺諸伽藍の成立を二期にわけられたが（「興福寺伽藍の成立と造像」仏教藝術四〇号、三四九年九月）、その第三期に、いわば配属されたかの「こと」この三寺院は成立している。即ち、右の諸縁起を信じるならば、聖武天皇・光明皇后の事業として東金堂・五重塔・西金堂の整うのが第二期の完了であるが、その整いのなかに北家の福田院が當まれ（房前の死は、西金堂の建立された三年後に當る）、講堂本尊の不空羂索像・東院の諸堂院（後に述べる西堂・東堂・地藏堂など）が、四家の勢力関係を反映して造立され続けてゆく第三期のその只中、宝龜元年、式家の興福院が、添下郡の、後の尼ヶ辻に造られ（興福院と齊音寺の二つの小字が尼ヶ辻という大字を形造る—明治二十四年の大和國町村誌集）、そして、式家による講堂阿弥陀三尊造立の翌年、延暦十一年、北家の済恩院が添下郡に成る（小字齊音寺）。豪子の乱が中央政界で式家の没落を決定し、南円堂が北家冬嗣の手に成る、なおその二十年ほど前であつた。

諸寺縁起集はこの三寺と興福寺とを、つまり四寺を並立的に記している。尤も、このような記録の書式が、明確な意図性、或いは秩序をもつてゐるようのみ思つるのは、明かに思い過しであり、表記法一般的の曖昧さは十分人を躊躇させるが、先述のことと相応じてそこに見てとられるものは、四寺の或る対等性、或いは対等性の或る記憶といつたものではなかろうか。興福寺が藤氏寺として整えられてゆく—四家それぞれの当事者が先考先妣のために堂院を建て造像してゆく、その暫くの時期に、いわばそれに平行するような、それぞれの家に限られて小規模の、しかし、興福寺からは自立した

藤氏寺の、それは建立であった。これら三寺が、当初より興福寺の子院なり末寺なりとして出発したものではなかつたことを、興福寺流記の先述した表記は意味していたのではないか。大乘院寺社雜事記の文明四年七月十五日は「藤家建立寺院」として興福寺を筆頭に三十二寺を挙げるなかに、済恩寺と福田寺（興福寺官務牒疏、山城上久世の興福寺末寺にも「福田寺」が見られるが、ここに言うのはそれではない。雜事記は稀に福田院を福田寺と記す）を並記している。後世の在り方はもかく、建立においてそれらは興福寺に外なる、独立の寺であった。ここに興福院の名はない。それは、尋尊、或いは当時の理解の一般に、興福院の前身を和氣氏弘文院とするそれが属していたからかも知れぬ。その限り藤家建立の寺とは呼べないにしても、百川なり広嗣妻なりの本願であるという了解は在つたわけで、雜事記の長禄二年四月五日、「南京御願寺々本願等建立次第」に興福院の名を見ることは、当然できるのである。興福寺外にあって並立されるような扱いは、実は興福院に最も濃く、七大寺日記・南都七大寺巡礼記・諸寺建立次第が右の三寺のうちで項目として諸大寺に並べて立てているのは、興福院だけであった。後世に向つてならば、これのみ尼寺であることによつて独自であるが、建立へ遡れば、興福院が式家の本願であり、興福寺が冬嗣の南円堂において結局北家の支配へ決定されるものであることに、興福院が興福寺の外にあつた理由の一つは、求められるかも知れない。

とはいゝ、藤氏寺としての興福寺の歴史は、建立においては対等であり独自であったと思われる三寺を、もとより直ちに子院とか末寺とか言うのではないにしても、深い或る関連でとらえずにはおかなかつたであろう。たまたま巡礼記・諸寺縁起集・諸寺建立次第

にみられる興福院別当一和僧都（壹和、康保四年五月七日没、七十七）、殿脇の天永二年八月二十九日に記される興福院別当長善已講（長治元年維摩講師）、貞信公記の天慶九年十一月三日に記す済恩寺別當長守（天慶二年維摩堅者）はそれぞれ興福寺の僧であった。

### 三

三寺のなかで興福院とは逆に、興福寺との関連を最も深くもつた、或いは持つたかと推量できるものは、福田院である。

興福寺流記に次のような記述がある。

観禪院卅講師、清水上綱（割注省略）

菩提院卅講、朝勤上人始之（割注省略）

福田院縁起云、贈太政大臣建立、北家始也  
東院御寺十大伽藍内、此三院家有、所謂西塔・東塔・地藏堂、順救僧都住此院家、御社百日詣之間、毎日一卷、瑜伽論誦、百日百軸誦了

右の「西塔・東塔」は地藏堂と併記されている以上、西堂・東堂であるに違ひなく、またまた東堂が小塔堂と呼べる性格をもつていたが故に、誤つて「塔」字に統一されてしまつたのであろう。そしてこの記述に読みとられるものは、観禪院・菩提院・福田院の三つが、東院伽藍のうち西塔（堂）・東塔（堂）・地藏堂を、即ち東院を「院家」とする関係に結ばれているということであろう。

一興福寺における諸院家の始りは喜多院とされているけれど、それに反して永島福太郎氏は、東院をその嚆矢とされる（『奈良文化の伝流』）。山階流記（興福寺流記）に引く延暦記は、天平宝字五年（七六一）仲麻呂（押勝）によつて、前年に亡くなつた光明皇后

のために西檜皮葺堂が建てられ、観音像が安置され、更に聖武・光明追善に補陀洛山淨土変繡像と阿弥陀淨土変繡像が収められたと記す。これが興福寺溢觴記・大和國奈良県興福寺伽藍記その他に広く東院西堂と呼ばれるものである。天平宝字八年（七六四）には孝謙（称徳）の勅によつて東瓦葺堂が造られ、十大寺にわけた百万小塔が安置され、更に藤原百能によつて夫豊成・父麻呂・母当麻氏の追善に阿弥陀三尊が造像される（東院東堂である。溢觴記や伽藍記では豊成の本願というふうに伝えている）。宝亀二年（七七一、或いは三年とも）には、永手夫人の仲仟と永手長子の家依の手で、永手の為に檜皮葺後堂（東院地蔵堂）が建立される。東金堂・五重塔の東側であつたと推定されている（永島福太郎「南都七大寺の歴史と年表」）。山階流記に引かれた諸記を拾え、檜皮葺雙堂とか副殿・僧房など、東院にはなお幾つかの堂院房舎が属していただらうが（先掲興福寺流記の「東院御寺十大伽藍」は或る時期に数えられたそれらの総数であるうか）、縁起の記しとどめられるものは前記の三堂院であり、永島福太郎氏はこの三堂院を以て東院が構成されたと解される。興福寺院家伝は東院を、桓武皇女伊都内親王を開基とし、承和六年（八三九）安証禪師に付属したことによるとする（院家伝は安証を初代東院別当とする）。諸院寺の嚆矢であつた。そして福田院は、觀禪院・菩提院とともにこの東院の子院であつたと、先掲の興福寺流記は読まれるのである。とはいへ当初、その東院は興福寺内の單に一平院坊である他なく、永島氏の規定される、公卿子弟の入室による狹義の院家へはまだ成長していなかつた。從つて、子院といつても、狹義の院家が子院をもつ、その院家のすべてが二つの門跡に帰属するという、中世期以降における僧房僧院間

のヒュテルキーの、それにおける子院とは、在り方・意味が異つたであらう。東院諸堂が——つまり東院が、東金堂・五重塔の東側の地に考えられることは先に記したが、その東金堂と五重塔は、金堂や西金堂や講堂などとともに興福寺そのものにとつての七堂伽藍——中松を形成していた、とともにこの二つの建物が、二つを以つて東院・仏殿院とも呼ばれ（山階流記）、七堂伽藍の他の堂宇から区別されもしていた在り方は、その東側の地なる三つの堂院との深い連絡を意味するであらう。もともと三つの堂院は、先に記したように、聖武・光明という東金堂・五重塔の主人公達の、その追善に捧げられた西檜皮葺堂（西堂）の建立から始つた。東金堂・五重塔が東隣へ延長した。そして、三堂院にあつて東院が形態されたとき、「東院」は東金堂・五重塔を包摂した、のではないか。そういう東院の在る姿へ、福田院と二院は自らを子院とする。それは、「東院」を通じて七堂伽藍・興福寺中松へ結ぶ連絡であらう。だから三院は、西堂・東堂・地蔵堂の、東院の中なる異なるそれぞれに結ばれる。それらは、三院を中松へ向つて代表する機関であつたかも知れない。さて、或る時期、福田院は、卅講において有名な觀禪院・菩提院に並んで、このよう興福寺の組織内部に在つた。福田院本願の房前と、地蔵堂に追福される永手とは、北家の父子という関連もあつた。西堂はやがて永祚元年（九八九）の大風に倒壊し、地蔵堂は寛仁元年（一〇一七）の落雷に、東金堂と五重塔が焼けたときに類焼する。東堂もいつか退転、その後再建されることなく（東金堂と五重塔は長元四年に再建供養をうける）、興福寺流記は、東院大僧都が仏跡に房を建てたと言つ。東院大僧都とは經教（長元八年興福寺別當）か。とすれば、それは東院が、自立した所謂院家へ歩み出した

ことを意味しよう。福田院と二院の東院への結びつきが前述のようなものであったとすれば、それはこのときから切れてゆくのではなかろうか。先掲興福寺流記にみられる「順教」僧都も絶教の誤りであろうか？

観禪院と菩提院は、その卅講を以て興福寺講衆の禪次決定に一定の役割をもつ。興福寺の全体に関連するそのような宗教、乃至修学活動を、以後の福田院において見ることはない。七大寺并興福寺諸堂縁起は、金堂や北円堂や五重大塔や東金堂や、そして一乘院や大乘院に並んで觀禪院を「興福寺諸堂」と呼び、龍花樹院や鹿園院に並んで菩提院を「別院」と呼ぶ。福田院について、十五世紀の大乘院寺社雜事記に次のような記述をみる。

安位寺殿ニ参仕申了、次ニ福田院之弁才天ニ参詣了

（康正三年六月十一日）

福田院参詣了、夜入、歩行、当門跡祈願所也、正願院方寄所也

（文明元年五月六日）

（康正三年六月十一日）  
久（延、山） 真興（興） 覚運（延、山） 院源（延、山）  
澄心（東） 慶命（延、山） 林懷（興） —以上講師・朝晴  
(東) 春穂 雅靜 日助 覚超（延、山） 遍教（延、花山）  
融頤（興） 妙尊 懷寿（延、山） 実誓（延、山） 寛印  
義慶（興） 定基（延、寺） 澄円（興） 経教（興） —以上  
聽衆

この頃福田院は、大乘院の別院、「和州知行山寺」（康正三年六月十六日）である菩提山の正願院の寄所となつており、弁才天をまつる寺としては大乘院に属するその祈願所となつていて注<sup>6</sup>。そこで、もう一度遡る。福田院の別当雅静が道長邸で死んだのは、そのような人が居たとすれば、先の東院地蔵堂が雷火で失われる、その十二年前のことになる。

それは、どちらかが誤りということではなかつた。としても、確かさの程度的な相違に他ならない。それは、そのそれぞれが記す雅教と雅靜の相違に注目させる。雅教という僧は居なかつた、と言つことはもとより出来ない。しかし、雅靜という僧は居たと、これは断言できる。御堂閑白記のなかで一度その人に我々は逢う。

長保六年五月十九日、故東三条院の為に道長邸で法花八講が行われる。延暦寺・興福寺・東大寺に属する証議・講師・聴衆としての諸僧の名簿は次の通りである。寺籍注記は一往、僧綱補任に依る。

宣慶（延、山） 観修（延、寺） —以上証議・定澄（興） 敵  
（延、山） 真興（興） 覚運（延、山） 院源（延、山）  
久（延、山） 真興（興） 覚運（延、山） 院源（延、山）  
澄心（東） 慶命（延、山） 林懷（興） —以上講師・朝晴  
(東) 春穂 雅靜 日助 覚超（延、山） 遍教（延、花山）  
融頤（興） 妙尊 懷寿（延、山） 実誓（延、山） 寛印  
義慶（興） 定基（延、寺） 澄円（興） 経教（興） —以上  
聽衆

さて、補任によつては寺籍の判明しない五人のうちに雅靜がいる。しかるにこの五人のうち、春穂・雅靜の二人は維摩会堅者をつとめていることが明かである。即ち、正暦五年（九九四）、薬師寺平超が講師であったときの堅者に三十五歳の春穂が、長徳二年（九九六）、東大寺澄心が講師であったときのそれに三十七歳の雅靜が任じられている。三会定一記（一乘院藏本—大日本仏教全書一二三）は雅静に「東南院」という朱注を付するが、これは疑わしい。大日本仏教全書の活字版の限りで言うのであるが、一乘院藏の三会定一記が、堅者に対して（講師に対してはこの限りでない）興福寺院家以外の朱注をつけることは珍しく、また、同じく堅者に対して年齢

#### 四

興福寺（僧）と記すこと（小右記）と福田院別當と記すこと（日本紀略）に、おおまかさと細かさの対立があるとした（第一節）。

を併記する場合は、それが興福寺僧である可能性が高いのである。

現に維摩会講師研學堅者次第（書陵部藏）に、

雅静 年卅七 蘭廿一 中等大法師御弟子  
とあって、興福寺僧であることが明瞭になる。三会定一記の朱注「東南院」は、その年の講師證心に付せられていた筈のものが、恐らく翻刻の際にされたのであろう（因みに、正暦五年の堅者春穂も、堅者次第によれば「祥延僧都弟子、真喜僧正資」、即ち興福寺に属することが知られる）。

長徳二年、三十七歳で堅者となつたこの興福寺僧雅静は寛弘元年五月十九日、四十五歳で道長の法花八講に聴衆となる。研學堅義は氏長者が選んだ。その翌二年、道長邸で死に、紀略がその名を雅靜と伝える一人の僧を、右の興福寺僧雅静と同じ人物とする決定的な、或いは積極的な証左を私は持たない。しかし若しその二人を同じ人物とするならば、少くとも彼が、興福寺に属する当時の福田院の、その別当であり得るための年齢と薦功は十分であったと思われる。福田院別当である興福寺僧雅静が、道長の法花八講聴衆を勤め得たのである。もとより僧自身の資性や環境や時代の相違において一概に言えぬにしても、似た条件における一つの事実——天慶二年に堅者になった興福寺長守が七年後に済恩寺の別当（五十二歳か）に補せられている例（貞信公記、第二節）を見る事ができるであろう。そして、三十七歳の堅者雅静についていえば、堅者が四十歳未満で任せられるることは、堅者の制度が始つてより百余年を経た此の頃、当初よりやや増えてきているとはいうものの、決してそんなに多くはないのである。それは或る、選ばれた資格を思われるであろう。貴種良家の子が年若い堅者や講師に実現する例もまだ一般的的でなく、空晴とその弟子、真喜・仲算・守朝を師とする僧が比較的多

く堅者に選ばれ、四十歳未満の堅者もまたそのグループから多く出た、まさにそういう時期に、雅静は仲算の弟子だったのである。それは、それから八年後の雅静が、その時期の福田院にあって別当であり得ることの、十分な資格ではなかろうか。そしてなお、若し、長徳二年の堅者、寛弘元年の法花八講聴衆雅静が、その翌年、道長家の仏事に請ぜられたものとすれば、その講師への修学を一片の草が閉ざしたとき、道程のなから程度の年薦は既に越えていたと思われるるのである。

とはいゝ、以上のような極めて細い一筋の脈絡をたどることになお、日本紀略の記述が信じられるのかという疑の存することは否定できないであろう。例えば黒板伸夫氏は、源光の死を語る紀略・延喜十三年三月十一日を、三代実録・貞觀十四年閏十二月二十八日の源信薨伝の、変形された混入ではないかと疑われた（「藤原忠平政権に対する一考察」『攝関時代史論集』所収）。しかし、紀略成立の断案はまだ無いという。「福田院別当雅静」を紀略に責任の属する恣意、或いは誤解・不注意などとするためにはたとえ右における源信薨伝のようなその証明を搜さねばならない。それまでは脈絡の細い一筋をやはり在らしめてよいであろう。それは、暫く雅静という名につき合つて育つた私の執着かも知れないが、同時に、雅静につきあうことはできなかつた、ということでもある。

## 五

今昔物語集の編著者は（いまそれを单数の形で言うことには便宜以外の何も属さない）、卷二八・一七話に關しては小右記や日本紀略、あるいはあのように紀略に記されたその資料と直接の何のかか

わりも持っていない。異なる二つの記載なり承傳なりを、共に見聞きしたとしても、その拝一に迷って欠字に残すといった内気さは事実について貪欲な今昔に無縁であろう。道長なり道長とその周辺なりから出発したこの話は、固有名詞がすりきれてしまつてから今昔に登録されたりである。それどころか、説話ヒの固型と話は架く出つて

た、それは事実の正しさであった。僧が何處に居たにせよ、事実は、この話前半の意味にも後半の意味にも関らぬ些事である。些事において今昔は、しばしば事実の正しさに執るのである。

今昔物語集に事実の誤りのかなり多いことは周知のことである。人名・地名・時代・家系・寺籍などの誤りは、或る想定せられた今昔編著者の妥当性を疑う材料にもなった。しかしまた、その材料の有効性は編著者の在り方、或いは編著の在り方の想定によつて、逆に限定されるであろう。一方今昔の叙述における事実の正しさの指摘、などと言うことは、極めて当然の次元において無意味であろう。誤りの指摘が既に事実の正しさの枠としての信頼の上に成り立つものなのである。しかし、今昔における事実の正しさはしばしば誤りにまみれ——時にその誤りを花に咲かせ、今昔における事実の誤りはしばしば正しさにまみれ——時にその正しさへ参加し、そしてそういうことが、説話という舞台において演じられる。

誤りにまみれ——時にその誤りを花に咲かせ、今昔における事実の誤りはしばしば正しさにまみれ——時にその正しさへ参加し、そしてそういうことが、説話という舞台において演じられる。

いたと言う。枇杷殿の外なるその南方とも、枇杷殿の内なるその南部とも読めるこの表現は、まず、後者でなければならない。枇杷殿南方はその一町を例の小一条が占めていた、ということに依るのでなく、僧房は、事実として道長邸内になければならないということである。而してそれは、事実として枇杷殿ではない。御堂関白記、長保六年三月十五日は道長邸の南僧房に盜賊の籠つたことを記す。

為之如何、早可捕者也。仰可然人々令候前、有暫申捕由。今昔に記される「南ニ有ケル小屋」はこれに他ならない。道長邸はその南隅に僧房をもつていたのである。ただし関白記に言うそれは恐らく土御門殿のそれであろう。枇杷殿という誤りに塗りこめられ

固有名詞を以て語られねばならず、としてもこの効果的な脇役が、現実の世界におけるごとき、主人公側と実在の同じ濃度を以て登場させられねばならぬ必要はない。むしろ、事実に則して無名なる、或いは周知される近衛を登場させようより、事実に背いて有名なる——左右近衛の語において既に想起されるほどの、即ち意味的なる存在を以て語られる方が、それが途方もない時代の錯誤でもない限りは、説話のリアリティ自体を支持するであろう。事実として誤りであるが、事実として誤りであるとのみ指摘しても、今昔の説話にとつて何ほどの意味もない。事実の誤りが、この場合説話的な正しさへ連つてゆくのである。

卷二五・九話は常陸守源頼信が下総の平忠常を帰伏させる。この話は長元の反乱（甲斐守頼信に追討の命令が下り、直ちに帰伏した忠常は京への途次に病死する）の事実からはずれた、或る伝承のうちで誤られた説話と考えられた。しかしこれを長元の反乱に先立つ一つの事実、常陸守であった頼信が在国の豪族を私的な臣従の関係に収めた話とする見解（林陸郎『古代末期の反乱』）がある。かかる私的な臣従の関係が予め成立していたからこそ、長元の反乱は頼信の名そのものにおいて收拾され得たのである。卷二二・七話、大宅寺の縁起を記して「（勧修寺ノ）向ノ東ノ山辺ニ其ノ妻堂ヲ建タリ」と言う。まさにこの地、即ち山科の高塚山西麓に、大正八年、寺跡（所謂大宅廢寺跡）が発掘される。その寺跡を今昔に言う大宅寺（醍醐朝草創）とされた西田直一郎氏から、その地に出土する瓦が白鳳に遡り得ることによって鎌足の山階寺跡を比定された梅原末治氏を経て、むしろ現在は大宅寺の説へ戻ろうとしている。瓦は山階寺のそれとするにはやや新しく、しかしもとより弥益妻の大宅寺

のそれではあり得ない。弥益妻が大宅寺を建てたのは、白鳳期からこの地にあった大宅氏の氏寺の一部にではなかつたか、瓦は弥益妻の大宅寺に下層する大宅氏氏寺のそれであろう、とするのである。

（坪井清足「大宅廢寺の発掘」仏教藝術 三七号、三三年二月）。

今昔記述の事実としての正しさが、再転して認められたのである。これらの場合、事実の正しさが、単に理解において誤っていたに過ぎぬ。卷二五・二話、藤原純友の首が右近馬場に梶せられたとき、朱雀院は写生せしめてそれを覧たという。いかにも説話的なこの話が事実譚であることは、吉記・養和元年八月二十日によつて知られる。卷二一・三話、房前を「河内ノ大臣」と呼ぶ。この事実としての正しさの根拠は注三に記した。事実としての正しさがこれらの場合、それを確かめるすべとともに、必ずしも気付き易いとはいぬ片隅に潜んでいたのである。誤解されていた正しさや隠れていた正しさは、更に求められるであろう。求められたとき、求めたことの根拠ぐるみにそれを検討すれば、その話の成立した、或いは伝わった、或いは記された世界の、即ち説話の場の広さや狭さや偏りの或る具体が、そこに浮ぶかも知れない。例えば純友梶首の話を、我々は或る公日記に依拠するものではないかとした。

隠れた事実の正しさを、しかしながらそれが些事である場合、実は誰も故らに求めようとしないのかも知れない。正誤いはずであれ、説話世界の意味にそれは直接の関係をもたぬ。というより、正誤の情報から無縁であつてよい叙述のなかに、事実の正誤など、どうして尋ねる意味があろう。しかしながら今昔の叙述にあって、わざわざ語られたごとき些事の在ることに時に気付く。気付いたことの氣掛りを若し尋ねるならば、しばしばその些事の事実としての正

しさへ、尋ねたものは導かれるであらう。例えば先述した「南ニ有ケル小屋」なる場所の指示は、何故必要であったのか。宇治拾遺物語ならば恐らくこのような些事を語らない。それは説話の意味としての内容へ何のかかわりも持たないのである。卷二一・七話、高藤は幼少に父良門を失う。その後の高藤は伯父達の家に出入りしつつ成長したという。このことは、今昔と出典を共通にするらしい世継物語にも、全く同様の文辞を以て記されている。しかるに世継にはなく、良房が高藤を認めてその後見となつた由を、今昔は続けて記す。良房は良門の長兄であり氏長者であった、とすれば、伯父達の家に出入して育つたという叙述を事実として強調しようとする。即ち事実らしさの敷衍で、それはあるうか。しかし今昔にあっては、この話の中に内容的に何の関連ももたぬ良房の名の登場は、そのようなものとしての些事である限り、事実らしさの敷衍などである以前に、まず、事実そのものとしての律義な正しさを背負うものであつたと考えられる。尊卑分脈は高藤を「小一条内大臣」と記す。その理由は、冬嗣から良房へ伝領された例の小一条に、或る時期高藤が属していたと解することによつてのみ求められるであらう。良房が高藤の後見となつたということは、たとえ他に所見がなくても、今昔それ自体において、そのままの事実、乃至そのような言い方で叙述得るような事実のあったことを、認めさせるのである。僧房にしても良房にしても、説話の意味にとつては無用な、乃至無くとも済むものへの故らの言及は、それがそれとして言及するに足る確かな一つの事実だったからである。それは、説話に必要な事実らしさを、底で、いわば最も律義に支える事実それ自体であった。それは恐らく、今昔物語集それ自体の責任として考えられねばならぬこと

であろう。卷二一・七話、大宅寺の所在に關する表現——いわば事実の正しさの隠れていた記述は、今昔のみでなく世継物語にも存する、つまり、両書共通の出典に既にあつた筈である。それに対して、良房への言及は、先述したように少くとも世継にはない。ということからのみ言えることではないけれど、このよう、些事における事実の正しさへの固執は、本質的に今昔に属するもののように思われるるのである。何故ならそれは、人名・地名・寺名の固有名詞や官職官位名、即ち諸事実を目ざわりなほどの欠文の用意で以て明かにしようとする、不体裁なまでに律義な今昔の事実に執心する精神と基本的に同じであるからである。

分脈が高藤を小一条内大臣とすることの妥当性の根拠を今昔の叙述に求め得たように、些事において事実の正しさに執する今昔を我々は他のために利用できもするであらう。しかしもとより今昔に即していえば、事実への固執は、説話の事実らしさを生かそうとする、方法としてのその努力であった。その努力は、時に事実らしさなどへのかかわりを起えて、説話の意味自体を輝かせることもあつた。一些事が説話の意味へ象徴的にかかわる、極めて幸運な飛躍が、時に成就されるのである。卷二八・四〇話、大和から瓜を運ぶ下人が老人の貞めを拒絶し、すべての瓜を外術によって食われてしまふ。この話は放証今昔物語集を始めとする諸注釈が指摘するように搜神記なり法苑珠林なりの説話を遠い出典とする、その翻案であろう。とすればこの場合、唐土に生れた物語がこの国における事実や事実の正誤に何のかかわりを持つ。とはいへ例え、後世はともあれこの当時、大和は山城の泊などと共に瓜の主要な産地であつて、毎年、夏の日の京へそれが搬ばれたことは広い意味での事実であつ

た。そしてそれ以上に、「宇治ノ北ニ不成ヌ柿ノ木ト云フ木有リ」、その木影で下人達が息を入れたという叙述は、私には注意すべきものに思われる。唐土に生れた物語に、この細かく限定された土地の指定は、奇異といえば奇異であるが、何よりもまず、これは正確な事実であった。宇治の北、山科川がその東を宇治郡、その西を紀伊郡にわかつその宇治郡内にあっての郡境、木幡に包摵されるその北縁、狭くは六地蔵の名で呼ばれる辺りに、柿の木は在った。伏見から山科へ向う道が山科川を渡ると、中世からの宿駅、境の聚落なる札ノ辻（金ヶ辻）が重衡伝説と共に在る。その札ノ辻から丁字路をなして一つの道は南下し、富家殿の辺りを通って宇治に至る。その道、札ノ辻から僅かに下ったところに、現在、柿ノ木町があり、その町名は近世期から続く。これが今昔に言うその場所なのである。六地蔵の河港が大津町や中島町から移つて、札ノ辻南方の新浜と呼ばれ、町名はそれに由来するという伝承を宇治市史は記す。更に、古代の条里区画名称としての柿本里（宇治郡七条九里）にそれが遡り得るとも言う。六地蔵の道の岐れに柿の木があつた——これは一つの確実な、事実としての事実であった。

しかしそれ以上に、それは実成らぬ柿の木であつた——これもまたの事実でなければならぬ。何故なら、木幡なるその地は、一つなる地の境だったからである。成らぬ柿の木の、よく知られたそれを我々は京に一本もつてゐる。一つは五条の道祖神の傍、東堀河の流に近く、一つは比叡山下、西坂本に在つた。山上の境界が西を水呑に限る、それに対応するかのように、山下なる、これまた一つの境界の地であった。西光の名で結ばれる地蔵堂もやがて近くにあるであ

ろう。六地蔵なる柿の木は、それが一つの境の地である以上、事実として、実成らぬ柿の木でなければならなかつた。あれがその木だと、嘘にもせよ現に指させた筈である。そして、成らぬ柿の木が境の地に在つたのはその聖性によるであろう。およそ、成木貢の風が殊に柿の木に属するように、例えば魂を祭るのに柿の木が必要な木であつたように、神の憑くという信仰はとりわけ、成らぬ柿の木に深かつたのである。かくて成らぬ柿の木は、事実としてその在る土地に、土地に応じたその意味をひらく。或る時、その梢に仏が現れたのは、五条道祖神の成らぬ柿の木であった（今昔一〇・三）。それが現に仏であろうと、偽仏、屍瘞の怪異であろうと大差はない。——瓜を運んで来た下人達が、六地蔵の成らぬ柿の木蔭に憩つた。とすれば既に、何らかの不思議のそこに起ることを柿の木の意味として人々は（——我々は）予想する。国境の白昼の夏に、黒々と濃い影を落していた、事実としての柿の木のその下に。

### 注

1 この道長邸の仏事を小右記は「日、來在説經」と記し、今昔物語集は不<sup>1</sup>断経であったよう語っている。仏事は何日か続き、僧は滞在していたのである。御園蘭白記は、しかし、これについて全く触れることがない。極めて私的な儀であったのである。これに先立つ三月二十五日から二十八日まで、道長家の御説經が行わられており（これは蘭白記・小右記・權記にも記され、結願には實賀・齊賀・俊賀・隆家らも会合している）、結願のあと、何人かの僧が滞在したかも知れぬと思う程、問題の仏事までの日は近い。もっとも、この年の道長の仏事は頻繁で、正月二十一日に法花經供養、二月二日に慶円（山）による東三条修善、三月十七日に結願する、何日間かの勝算（寺）による修善と、二十五日か

ら一十八日かけての先述の季御説経がひきつづき営まれている。寛弘

に入つてからの道長家の仏事はめだつて多くなり、それが二年十月の、

念願の木幡淨妙寺落成供養に至る。

2 福山敏男氏はまた、延久三年の興福寺資財帳に、福田院田（城下東郷

の糸井南庄、同竹田南庄、添上郡の西田殿庄、同池田庄など）の記載の

あることを指摘された。大乘院寺社雜事記には、平群郡にあつたらし

福田庄がしばしば記されている。

3 奈良東山にあつた河内山寺が河内山贈太政大臣の造立であつて（法隆

寺東院縁起）、その河内山贈太政大臣が太子御者会記奉文では房前に相当するところから、河内山寺が福田院に當る可能性を、福山敏男氏は指摘された。福田院の考えられる場所については後に（注6）触れるとして、河内山贈太政大臣という呼称は、房前が河内国渡河郡〔郷〕に山居を構えて「河内大臣」と呼ばれたという、今昔物語集卷二一・三話に関連をもつ。今昔に伝承するものの一つの確かさを認めることができる。

4 延暦記には、阿弥陀三尊・羅漢・薬師三尊・不空綱索像のみを記す。

宮井義雄氏はこの檜皮葺後堂を、山階流記の別の箇所に延暦記を引いて記す「檜皮葺掃守殿」に等しいとされるが（『律令貴族藤原氏の氏神・氏寺信仰と祖廟祭祀』）、そこには前記仏像の他に、地蔵像が二幅記載されている。

5 東金堂は神龜二年（七二六）聖武天皇によつて建てられ、元正土大夫

の病氣平癒を祈る薬師三尊像が置かれた（興福寺流記）。毛利久氏は、薬師を本尊とする故に、金堂（中金堂）に対して、その東に東金堂が建てられたとされる。天平二年（七三〇）、光明皇后によつて建てられた五重塔は、もとより興福寺そのものの塔婆であつて、中金堂に対するものである。しかし、中金堂に結ばれるこのよう性格の他に、同じく毛利氏は、この二つの建物が一つの廻廊（ただし東・南・面は築地）に囲まれ、その組合せにおいて一つの独立性をもつといつ「二面性」を指摘され、そめ後者の性格を、建立者である聖武・光明の和合的な意味に求められた。

6 福田院の場所はよくわからぬ。長保二年一月二十三日、尋尊は近郊

の花見にゆく。

令隨心院同道・白毫寺・新薬師・四恩院・一月堂・眉間寺・新淨土・

福田院ノ花ヲ見足・安位寺同御出・於淨土テ予一献進・元興寺同巡

札了・於淨土テ歌在之

若し記される寺院の順が花を見て歩いた道であったとすれば、白毫寺から始まるそれは、興福寺から東方・高円・春日の山麓を北上、一月堂から眉間寺（佐保山陵内）へ北山山麓を西行、そして眉間寺辺からは南下したのではなかろうか。新淨土寺と福田院は興福寺への帰路、法蓮・内侍原・油阪・三条・大森という一連近傍であれば、いくばくかの廻り道をしたとしても、都合がよい。福田院は、尋尊が、夜に入つてから徒步で参詣してよい遠さにあつた（文正元年五月六日、二年六月七日）。

新淨土寺は大乘院の子院で愛染明王をまつり、弁才天の福田院とともに、尋尊はしばしば参詣する。文明六年一月七日、次のような所々巡礼が行われた。「福智院・新薬師寺・法花堂・一月堂・念佛堂・大仏・中門堂・戒壇院・講堂・知足院・般若寺・眉間寺・当寺七堂（称南円堂）・新淨土寺・極楽坊」。興福寺から元興寺極楽坊へ赴く、そのうちに新淨土寺を含む。興福寺から直接に極楽坊へはどこへも寄る余地なく、南大門なり西門なりからひとたび西行した、その近傍、あまり遠くないところに新淨土寺があり、そのよう局限されるところに福田院も考えられるであらうか。

7 研学堅義の初めて置かれた仁和二年から仮に長保五年までめ百十八年間に、堅者百三十三人、四十歳未満の堅者であったことの明瞭なもの二十一人（維摩講師研学堅義次第）。天慶四年の若い堅者定昭（照、三十二歳・鷹十四）を系図纂要は左大臣師尹（安和三年没、五十歳）の子とするが、これは算要の誤りであろう。定昭の生れたとき、師尹はまだ生れていない。

8 事実の正誤に関して以下に挙げる例証は、阪倉篤義・本田義憲・川端善明『今昔物語集一本朝世俗部』（一）（新潮社）の頭注・補注に記したものへの引用・敷衍よりなり、またそこには記せなかつたことを述べ継ぐものである。